

平成24年度 事務事業評価表【A様式】

1 事業の概要			
事業番号	198	事業名	歩行喫煙等の防止啓発
基本構想上の位置付け	【大項目】		【中項目】
	まちづくり・環境		住環境
個別計画			
所管	資源環境部	環境政策課	
目的	文京区歩行喫煙等の禁止に関する条例に基づき、喫煙マナー向上を目指し、やけどやポイ捨てなどの迷惑喫煙による被害のない快適なまちづくりを推進します。		
手段	地域活動団体と協働し、駅周辺で朝の通勤・通学の時間帯に啓発キャンペーンの実施、喫煙マナー指導員による個別的な注意指導を人通りの多い道路を中心に実施します。		

2 事業の指標									
指標名	単位	22年度	23年度		24年度			25年度	
		実績	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画
重点地域啓発キャンペーン実施回数	か所	12	18	18	100%	18			18
歩行喫煙禁止啓発キャンペーン実施回数	か所	6	12	12	100%	12			12
重点地域における路上喫煙者率	%	0.09	0	0.05		0			0
違反者が喫煙マナー指導員の指導注意に従った割合	%	67	70	70	100%	75			80

3 コスト						
単位：千円	22年度	23年度		24年度		25年度
	実績	予算	実績	予算	実績	予算
事業費 A	48,461	50,650	45,085	18,416		
特定財源	27,314	30,003	24,628	0		
一般財源	21,147	20,647	20,457	18,416		
所要人員 B	1.00	1.00	1.00	1.00		
職員1人給与 C	7,092	6,895	6,895	6,809		
人件費 D=B×C	7,092	6,895	6,895	6,809		
総経費 E=A+D	55,553	57,545	51,980	25,225		

4 評価					
事業の成果及び課題					
23年度		24年度		25年度	
【成果】	<p>事業所、たばこ店への協力依頼や喫煙マナー指導員による個別的な指導を夜間において実施したことにより、喫煙マナーに対する注意喚起が広域的に行われました。平成19年度より、毎年重点地域における路上喫煙者率が1%未満を継続しています。</p> <p>また、喫煙マナー指導員の夜間巡回については、東京都の補助金を活用し、民間事業者に委託するなど専門的かつ効率的な業務運営に努めています。</p>		【成果】	<p>22年度啓発キャンペーン実施箇所に本駒込駅外4駅を加え実施、参加者は延べ442人(22年度は延べ377人)に達し、多くの区民の参画を得た啓発を図ることができました。また、喫煙マナー指導員を巡回させ、喫煙マナー違反者に対して個別的に注意・指導をすることにより、路上喫煙者率は0.05%となり、22年度に比べて0.04%減少することができました。</p>	
【課題】	<p>地域美化の取組みを定着させるには、区と区民・町会・地域団体等との協働での活動への参加を促しながらこれを継続させ、最終的には地域での自主的な活動を可能とするような支援体制を確立することが求められます。</p> <p>また、健康の観点からの受動喫煙対策への区民の根強い要望がある中、本条例の目的である地域美化の観点からの路上喫煙対策への理解を求める必要があります。</p>		【課題】	<p>地域美化活動を定着させるため、今後も地域活動団体との協働による施策の取組みが求められます。</p> <p>また、安全で快適な区民の生活を確保するためにも、路上喫煙者率0%を目指し、引き続き喫煙者に迷惑喫煙の防止や地域美化への協力を求める必要があります。</p>	
指標達成度		23年度	24年度	25年度	
		A	B		

5 ①事務事業に関する区民要望・ニーズの変化及び②区民参画の状況	
①条例違反者に対して過料を設けてほしい。(区民の声など)	
②町会や地域団体等、地域の方々と協働で、各地下鉄駅における啓発キャンペーンの実施や、私有地内でのステッカー等掲示の協力を得ています。	

6 今後の方向性		
時点	方向性	① 事業の展開内容
23年6月末	拡充	喫煙マナーの向上を目指し、24年度は啓発キャンペーン実施回数をのべ34か所(23年度はのべ30か所)実施することにより、地域との協働を一層強化します。
24年6月末	拡充	② 予算の増減内訳 夜間巡回パトロール業務終了による費用減(△30,003千円)
25年6月末		③ 所要人員の考え方 0.7×1人+0.3×1人=1.0人
		④ 現状維持の理由